

岐阜県選奨生奨学金の募集に関する奨学金事務担当者様へのお願い

岐阜県では、教育の機会均等を確保し有為な人材を育成することを目的として、奨学金の貸付を、高校生・高専生・大学生（短大含）を対象に行っております。

現在、貸与者と償還者を合わせて約 3,000名の奨学生をもち、在学期間中は、変更届の提出や通知文の送付等をすべて在学学校を通じて行わせていただいております。

今回、貴校の学生が申請関係の書類とこの文書を持って依頼にうかがっていることと思いますが、奨学金制度の趣旨を御理解のうえ、推薦状の作成及び申請書類の取りまとめや送付について御協力をお願いします。

1 申請期間

下記の締切期限は、在学学校から岐阜県教育委員会へ送付する期限のため**在学学校の提出期限**をお定めください。

<在学学校奨学金担当者から岐阜県教育委員会への提出期間>※学校で取りまとめ、下記送付先まで提出。

令和3年5月10日（月）まで（当日消印有効）

2 申請書類送付先・お問い合わせ先

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県教育委員会 教育財務課 管理経理係
電話番号 058-272-1111（内線）3558, 3559

3 岐阜県選奨生の資格

次の条件の全てに該当する学生が対象となります。

- (1) 岐阜県内に住所を有する者の子弟であること。
(本人のみが岐阜県内に住所を有する場合は該当しません。)
- (2) 人物、学業ともに優秀であること。
- (3) 修学に十分耐え得る健康状態であること。
- (4) 経済的理由により修学が困難であること。
- (5) 次のいずれかの学校に在学していること。
ア 高等専門学校
イ 大学（短期大学を含み、専攻科、別科及び大学院を除く。）

4 推薦調書の作成の趣旨

この推薦調書は、学校の推薦を理由に学校側に責任を負わせるものではありません。

学校側が岐阜県選奨生奨学金制度に対する理解を深めていただくこと及び、申請者本人が学校の推薦を受けたという意識をもっていただくことを目的としています。

また、岐阜県教育委員会では直接、面談等を行うことができない状況にあり、本人の顔すら知らずに奨学金を貸し付けています。

そこで、各学校の奨学金担当あるいは担任等の方に申請者本人と直接に話をさせていただき、奨学金の貸与の意志あるいは貸与にふさわしい人物であるかなどについて確認をお願いしたいと思っております。

申請者が初対面の場合、その人物の性格や意識について十分正しい判断ができ難いと思われませんが、調書にチェック項目が設けてありますので、それに従い質問を行っていただき、奨学金貸与に対する意識を見て、調書作成に御協力いただきますようお願いいたします。

【推薦調書の作成上の注意】

- ア (表)面は、学校長の押印は不要ですが、文書番号、学校名（2箇所）の記載等、学校で作成を行ってください。
- イ (裏)面は、チェック項目に従い面談形式で本人に質問していただき、その答えを様式に合わせて記入してください。なお、本人との面談はリモートで行うことも可です。
(保護者は不可。**必ず本人の意思確認をお願いします。**)
- ウ ご不明な点等ございましたら、岐阜県教育委員会まで連絡ください。

【採用の通知】

選奨生の審査結果は、採用・不採用にかかわらず在学する学校を通じて、学校長あて及び本人あて6月下旬頃に通知します。